

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	大規模建築物の建設計画の事前協議
関連する 他局の名称	建設局道路河川部調整課、建設局下水道部施設管理課、建設局公園緑化部緑化課、環境局環境管理部環境管理課、環境局事業部事業管理課、消防局警防部警防課、水道局東部水道センター、都市整備局企画部住宅政策課、都市整備局市街地整備部区画整理課、教育委員会事務局総務部施設整備課、教育委員会事務局総務部文化財保護課、大阪港湾局営業推進室開発調整課、大阪港湾局計画整備部施設管理課、市民局区政支援室地域力担当、こども青少年局幼保施策部幼保企画課、大阪都市計画局計画推進室計画調整課
概要	本制度は建築物と公共・公益施設との均衡調整を図ろうとするもので、一定規模以上の建築物の計画に対し、建築確認等の法令手続きに入る前に道路、上下水道、消防、緑地、公園、教育、環境などの所要の事項についてそれぞれを所管する部局と十分協議し、適切な措置を講ずるよう誘導しています。
根拠となる要綱等	大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000004/4750/2021.11.1youryou.pdf) (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000004/4750/jisshikijun20230701.pdf)
行政指導指針	<p>（適用対象規模） 建設計画が、下記のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅戸数が70戸以上のもの ・建設区域面積が2,000㎡以上でかつ高さが10m以上のもの ・延べ面積が5,000㎡以上でかつ6階以上のもの <p>（指導内容） ・建設計画区域は、原則として、袋路状でない幅員6メートル以上の既設の道路法による道路に接続しなければなりません。</p> <p>上記記載のほか、道路、上下水道、消防、緑地、公園、教育、環境などについて、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施基準」を必ずご確認ください。</p> <p>○大規模建築物の建設計画の事前協議申出から締結までの流れ、行政の指導、協議に要する期間等大規模建築物の建設計画の事前協議制度の手引きをご覧ください。 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000004/4750/tebiki202307.pdf)</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004750.html
備考	